

群馬県版図柄ナンバー推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、群馬県版図柄ナンバー推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、本県において、地方版図柄入りナンバープレート導入要綱（令和4年4月国土交通省自動車局自動車情報課策定）第3章の規定に基づく、都道府県の地理的範囲を単位とする地方版図柄入りナンバープレート（以下「群馬県版図柄ナンバー」という。）を導入するにあたり、群馬県と市町村の円滑な連携を図るとともに、群馬県版図柄ナンバーの普及を通じて、群馬県のイメージアップ、広域的観光振興及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、群馬県版図柄ナンバーに関し、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 群馬県・市町村間の情報共有・連絡調整に関する事
- (2) 導入申込みに係る市町村同意の取りまとめに関する事
- (3) 県民への情報提供に関する事
- (4) 普及計画に関する事
- (5) 寄附金活用事業に関する事
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 協議会の会員は、群馬県地域創生部地域創生課長及び市町村の企画担当課長をもって充てる。

2 協議会の会長は、群馬県地域創生部地域創生課長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(運営)

第5条 協議会の会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は必要に応じ、会議に会員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会は、部会を設置することができる。

2 部会の設置及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するために、事務局を群馬県地域創生部地域創生課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規約は、令和4年6月15日から施行する。

2 この規約は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、必要と認められるときは、5年以内の期間を定めて、その効力を延長することができる。